

内閣参質一三〇第一号

平成六年八月二日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長原 文兵衛殿

参議院議員既正敏君提出防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問に対する答弁書中正誤

三ページ 一行 「について」は削るはずの誤り。

(答弁書第一号)

参議院議員斎藤正敏君提出防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問に対する答弁書について

一及び二について

自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十六条に定められた懲戒事由に該当する場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選択するかは、懲戒事由の存在のほか、関連する諸般の事情をも考慮した上で行うべき懲戒権者の裁量行為であり、懲戒権者による裁量権の行使は、個別具体的的事案に即して、公正かつ適切になされているものと考えている。